機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

指定医療

令和六年十月二十九日

口

○公安委規則

林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

(森林整備課)

山

山口県告示第二百九十七号

生活保護法

〇公告

道路の供用の開始

(道路整備課)

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

(厚政課)

報

○告示

目

次

7	和	6	年
1	0月	29 F	\exists
(火雨	星日)

	-	: :						10)	
名 称 主たる事務所 名 称 所 在 指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション	いちのみや薬局新田店 防府市大字新田八一六	あさひ薬局大内店 〃 大内千坊五丁目一番一号	じふく薬局 〃 阿東地福上一八五四	ニック 医療法人山口口腔研クリ 山口市葵二丁目九番三一号	名 称 所 在 地 医 療 機 関	山口県知事	令和六年十月二十九日	ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の

口県知事 村 岡 嗣 政

山

じふく薬局 きじま歯科クリニック 山口口腔研クリニック 名 医 称療 美祢市大嶺町東分一三八四の一 山口市葵二丁目九番三一号 山口市阿東地福上一八五四 機 関 地 令和六、 廃 止 年 月

山口県告示第二百九十九号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

道路の種類 般国道

令和六年十月二十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

 \equiv 日

路 線 名 四三四号

山口県告示第二百九十八号

規定により、 医療扶助の

村

岡

嗣

政

法人きょう・生特定非営利活動 とCOMM. 株式会社ふらっ 町三番一一号山口市小郡船倉 丁目二番七号字部市中央町三 南 c 護ステーション a m u 周 u 周 ション結び 番二号

周南市速玉町四 丁目二番七号字部市中央町三 地等 令和六、 指 定 令和六、 指定年月日 年 九 月 日 "

道路の区域

X

間

旧 新別

敷

(メートル)が地の幅員

(メ) |

ル長

備

考

路

線

名

高井大道停車場線

道路の種類

七地先まで七地先まで七地先まで

新

最最 広狭

二一 〇二 二六

四〇〇・1

旧

最最 広狭

一 三七 ・ 六三

兀

六・六

路

線

名

防府環狀線

道路の種類

県道

道路の区域

県

 \Box

山

——ま同 で同	5ら国で		九国	区
錦町須川字上ノ代三九六地先市錦町須川字和田二一三八地先		錦町須川字和田	たいら 市錦町須川字作り	
イミナラサラ	代三九六也先	字和田二一三八地先	ッ道三○九四の	間
亲	斤	IΞ		旧新別
最最広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	敷(メ地
四 三九 · 八五	四一 -=	一 六三 ・ 三九	七三五三五三	ートル)
五二七・九	六五一 .九	五二四・五	八110・11	(メートル) 長
完了によ!	完了によ!			備
よる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る工。事の			考

まで 同市大字牟礼字友字五〇七の一地先 防府市牟礼柳三一五二の一地先から X 間 旧新別 新 旧 最最 広狭 最最 広狭 敷 (メートル)が地の幅員 四一 三· 八六 (メ メ | 三三二・八 ル長 備 考

山口県告示第三百号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

令和六年十月二十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

路線名
供用開始の区間
供用開始の期日

路

(一八六) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

業者の登録は、 林業種苗法 その効力を失いました。 (昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事

令和六年十月二十九日

番登 号録 生産事業者の氏名又は名称及び住所

四五五

石川

惠子

光市大字島田一五六三の一

生産事業の内容

山口県知事

村

岡

嗣

政

所在地の名称及び

以外の苗木の育成幼苗の育成及び幼苗 住所に同じ。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和六年十月二十九日

Ш \Box 県 公 安 委 員 会 別記第五号様式の十二中

併

压

Щ

性別

男・女

-を

併

Д

Ш

に改める。

П

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

併

 \mathbb{H}

Ш

歳

を

別

男·女 袹

に改正する。 山口県道路交通規則 (昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のよう

第十一条第十号を削る。

二項」に改める。 条の五第一項若しくは第二項」を「第三十二条の二第一項第二号、同条第二項第二号、 同条第三項、政令第三十二条の三の二第二項又は政令第三十二条の五第一項若しくは第 第二十二条の二中「第四条第二項第二号」を「第四条第二項第一号ロ」に改める。 第二十四条中「第三十二条の三、第三十二条の三の二、第三十二条の四又は第三十二

別記第十六号様式の二中

併

 \mathbb{H}

Ш

歳

に改める。

併

 \mathbb{H}

Ш

性別

思

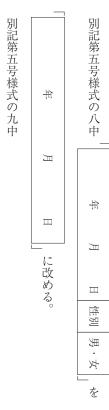
X

併

 \mathbb{H}

Ш

に改める。



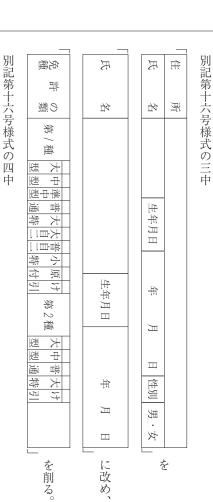
併 併 \mathbb{H} \mathbb{H} Щ 性別 Ш 男·女 を に改める。

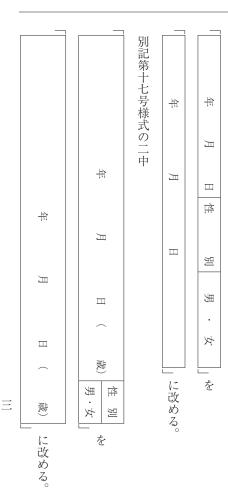
別記第五号様式の十及び別記第五号様式の十一中

山

年
Я
ш
性別
男·女
を を

別記第十二号様式の三、別記第十二号様式の四及び別記第十五号様式の二中





压

Ш

往

뭰

肥

abla

を

併

 \mathbb{H}

Ш

に改める。

併

 \mathbb{H}

Ш

搬

を

뭰

肥 漷

· 女

発発

行行

人所

山山

 $\Box_{\,\Box}$

県知県

事庁

併

压

Ш

歳

に改める。

(定期) 第 550 号 を

別記第十七号様式の三中

羅 萍 β[K * 免許証番号 $\widehat{\mathbb{H}}$ 免種 \mathbb{H} 悍 の類 严 夕 舥 徭 /種 型型 \times + 土田型 逋 刜 4 똮 \times 大自ニ 生年月日 一一一 併 揷 ÷ 4 号 涇 7 \mathbb{H} 第2種 併 Щ Д \forall 型 陞 -漸 丰 Ш 公安委員会交付) 大け 祚 性別

艦

4

併

Д

Щ

公安委員会交付)

る。

生年月日

併

 \mathbb{H}

Ш

併

 \mathbb{H}

Ш

歳

を

· 女

笙 思

뭰

併

Д

Ш

歳

に改める。

(施行期日) 別記第十二号様式の四、 附 則 める。

別記第十八号様式中

併

Ш

男·女

を

併

Д

Ш

に改

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、 は、公布の日から施行する。 六号様式の四まで及び別記第十七号様式の二から別記第十八号様式までの改正規定 四条、別記第五号様式の八から別記第五号様式の十二まで、別記第十二号様式の三、 別記第十五号様式の二、別記第十六号様式の二から別記第十 第二十二条の二、第二十

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

四